

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）			
事務	名称	額	徴収時期
一から十二まで （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
十三（現行のとおり）	（現行のとおり）	一万七千円に変更に係る充てん設備の額を乗じて得た金額	（現行のとおり）
十四から二十まで （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
第一条から第四条まで（略） 別表（第二条関係）			
事務	名称	額	徴収時期
一から十二まで （略）	（略）	（略）	（略）
十三（略）	（略）	一万九千円に変更に係る充てん設備の額を乗じて得た金額	（略）
十四から二十まで （略）	（略）	（略）	（略）